

## 宇都宮市社会福祉法人審査基準

社会福祉法人の設立認可の取扱いについては、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障発第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長，社会・援護局長，老人保健福祉局長，児童家庭局長連名通知）の「別紙1 社会福祉法人審査基準」等の関係法令及び関係通知に基づくほか，この基準によるものとする。

### 第1 社会福祉法人（以下「法人」という。）の性格

#### 1 法人の経営理念

社会福祉を目的とする事業を営む事業者としての経営理念が明確であり，何人でも容易に理解できる内容であること。

#### 2 法人の行う事業

- (1) 社会福祉事業が，法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- (2) 第1種社会福祉事業及び保育所等の社会福祉施設を運営する事業であること。
- (3) 原則として民間営利法人が参入困難な事業であると見込まれる事業であること。
- (4) 主たる社会福祉事業との関連のない公益事業及び収益事業は，原則として法人の事業としては認められないこと。
- (5) 有料老人ホーム等の社会福祉事業でない入所系サービスは，法人の事業としては認められないこと。

### 第2 法人の資産

#### 1 寄附

寄附金の見返り等として，特別な条件が付帯されていないこと。

#### 2 法人設立の際の資金

- (1) 特別養護老人ホーム等の介護保険法（平成9年法律第123号）上の事業を行う法人を設立する場合は，年間事業費の12分の3以上に相当する現金，普通預金，当座預金等を自己資金として保有していること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の事業を行う法人を設立する場合は，年間事業費の12分の3以上に相当する現金，普通預金，当座預金等を自己資金として保有していること。
- (3) 本項で言う自己資金の原資は，募金及び借入金で賄ってはならないこと。

- 3 別法人の事業を承継する場合は、承継について法人及び事業所轄庁の承認を得るとともに、その事業に係る資産をすべからく承継すること。

### 第3 法人の組織運営

#### 1 定款

定款は、「社会福祉法人の認可について」の「別紙2 社会福祉法人定款例」に準拠していること。

#### 2 施設の管理者

関係法令及び関係通知で定める資格を有するものであること。

### 附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

この基準は、平成22年11月1日から適用する。

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

この基準は、令和3年1月4日から適用する。